様式第１号（自販機）

企画競争実施の公示

令和５年１２月２２日

近畿地方整備局六甲砂防事務所長

小竹　利明

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

１　業務概要

(1)　業務名

近畿地方整備局六甲砂防事務所の福利厚生施設内における自動販売機(清涼飲料)の設置営業

(2)　業務内容

近畿地方整備局六甲砂防事務所１階に以下の自動販売機を設置し、清涼飲料の販売を行う。

清涼飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)１台　…　１事業者

(3)　業務期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

ただし、必要に応じ、５年を超えない範囲内で下記３による国有財産の使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

２　設置場所

兵庫県神戸市東灘区住吉東町３－１３－１５

近畿地方整備局六甲砂防事務所１階

３　国有財産の使用許可

(1)　本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。(国有財産使用料については、提案要領４を参照)

(2)　国有財産の使用許可は、近畿地方整備局長が行う。

４　企画競争参加資格要件

(1)　予算決算及び会計令(昭和２２年勅令第１６５号)第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2)　令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格)「役務の提供等」又は「物品の販売等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。

(3)　近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4)　良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(5)　国税及び地方税を完納していること。

(6)　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年３月３１日付け衆議院庶務

部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和５年３月３１日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

(7)　法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(8)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(9)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(10)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(11)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(12)　暴力団又は暴力団員及び(8)から(11)までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者ではないこと。

５　手続等

(1)　担当部局

〒658-0052　　兵庫県神戸市東灘区住吉東町３－１３－１５

近畿地方整備局六甲砂防事務所　総務課　総務係

電話078-851-0535　　E-mail　kkr-ekimu-52@gxb.mlit.go.jp

(2)　提案要領の交付期間、場所及び方法

期間：令和５年１２月２２日から令和６年１月２２日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、９時００分から１６時００分まで（電子メールによる、説明書交付申請書（別紙）の提出期限は交付期間最終日の正午まで）。

場所：５．(1)に同じ。

方法：電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「調達案件の名称」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による。

交付を希望する場合は５．(1)に問い合わせること。

(3)　企画提案書等の提出期限、場所及び方法

期限：令和６年１月２４日　正午

場所：５．(1)に同じ。

方法：電子メールに企画提案書を添付し提出すること（電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること)。
また、電子メールの件名に「調達案件の名称」を記載すること。
上記の方法によりがたい場合、特定又は非特定通知の返信用封筒に、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、企画提案書と併せて持参、郵送（書留郵便に限る）又は信書便により提出すること。

6　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　関連情報を入手するための照会窓口は上記５の(1)に同じとする。

(3)　企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(4)　提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。

(5)　企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(6)　特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7)　特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定しただけであり、上記３の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。

(8)　その他の詳細は提案要領による。

別紙

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局

六甲砂防事務所長　　小竹　利明　　宛

下記件名の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙を〈kkr-ekimu-52@gxb.mlit.go.jp〉までメールで送付してください。

件　　名：

会　社　名：

担当者氏名：

電 話 番 号：

メールアドレス：

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日　　令和　　年　　月　　日

様式第２号（自販機）

「近畿地方整備局六甲砂防事務所の福利厚生施設内における自動販売機（清涼飲料）の設置営業」

提案要領

令和５年１２月２２日

近畿地方整備局六甲砂防事務所福利厚生施設

提案要領（説明書）

「近畿地方整備局六甲砂防事務所の福利厚生施設内における自動販売機（清涼飲料）の設置営業」の受託を希望する者は、下記１の業務を行うための提案について、本提案要領に従って企画提案書を作成し提出すること。

記

１　業務概要

(1)　業務名

近畿地方整備局六甲砂防事務所の福利厚生施設内における自動販売機(清涼飲料)の設置営業

(2)　業務内容

近畿地方整備局六甲砂防事務所１階に以下の自動販売機を設置し、清涼飲料の販売を行う。

清涼飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)１台　…　１事業者

(3)　業務場所及び施設の種類・規模

イ　業務場所

兵庫県神戸市東灘区住吉東町３－１３－１５

近畿地方整備局六甲砂防事務所１階

別紙１－１「近畿地方整備局六甲砂防事務所の自動販売機(清涼飲料)配置図」参照のこと。

ロ　施設の種類・規模

名　　称	施　　設	面　積
自動販売機 (清涼飲料)	清涼飲料(缶・ペットボトル・紙パック等)１台	１．０９㎡

別紙１－２「求積図」の範囲内に設置すること。

(4)　業務期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

ただし、必要に応じ、５年を超えない範囲内で下記２による国有財産の使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

２　国有財産の使用許可

(1)　本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2)　国有財産の使用許可は、近畿地方整備局長（以下「甲」という。）が行う。

３　国有財産の使用許可の相手方

国有財産の使用許可の相手方（以下「乙」という。）は、以下の条件を満たしていること。

(1)　業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2)　「国有財産使用許可書」に掲げる使用許可条件を遵守できること。

４　国有財産使用料

乙は、設置する自動販売機等の面積に応じた国有財産使用料を甲に支払わなければならない。

国有財産使用料は、(1)の額（(1)が(2)を下回る場合には(2)の額）を単価とし、使用許可の面積を乗じ消費税及び地方消費税を加算して算出するものとする。また、使用期間が１年に満たない場合は日割計算するものとし、支払い方法は、甲が別途指示する。

(1)　企画提案書において、乙が提案する額（１㎡当たりの単価）

(2)　甲が算定する使用料（財務省が定める「貸付料予定価格等の算定基準」(【昭和33年1月7日付蔵管第1号「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」の別添第２節　使用料予定価格算定基準）により算定した使用料）（１㎡当たりの単価）

また、甲が算定する当該使用料は、毎年度の見直しにより変動する。

5　国有財産使用許可の取消し又は変更

以下に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

(1)　国が使用財産を使用する必要が生じたとき。

(2)　乙が使用許可条件に違背したとき。

6　企画競争参加資格要件

(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2)　令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」又は「物品の販売等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。

(3)　近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4)　良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(5)　国税及び地方税を完納していること。

(6)　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年３月３１日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理)、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和５年３月３１日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

(7)　法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(8)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(9)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(10)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(11)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(12)　暴力団又は暴力団員及び(8)から(11)までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者ではないこと。

7　手続等

(1)　担当部局

〒658-0052　　兵庫県神戸市東灘区住吉東町３－１３－１５

近畿地方整備局六甲砂防事務所　総務課　総務係

電話078-851-0535　　E-mail　kkr-ekimu-52@gxb.mlit.go.jp

(2)　提案要領に関する質問等の受付

質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由、ただし規格はＡ４判）により提出すること。

また、書面（様式は自由、ただし規格はＡ４版）の押印を省略する場合は、書面（様式は自由、ただし規格はＡ４版）の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載することとする。

①受付期間：令和５年１２月２２日（金）から令和６年１月１６日（火）まで
持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日、９時００分から１６時００分まで

②受付先：７．(1)に同じ

③受付方法：電子メールに書面（ＰＤＦデータ不可）を添付し提出すること（電子メールに「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。電子メールの件名に「調達案件の名称」を記載すること。また、着信を確認すること)。
上記の方法によりがたい場合、書面は持参、郵送（書留郵便に限る。）又は信書便により提出すること。
なお、質問内容の記載にあたっては、会社名（過去に受注した具体的な契約名等の記載により会社名が類推される場合を含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、回答を行わない場合がある。

上記７．(2)の質問に対する回答書は、令和６年１月１８日（木）１６時までに、企画競争実施に係る説明書を交付した全ての者に電子メール（又は書面）にて送付する。

(3)　企画提案書等の提出期限、場所及び方法

期限：令和６年１月２４日　正午

場所：７．(1)に同じ。

方法：電子メールに企画提案書を添付し提出すること（電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること)。
また、電子メールの件名に「調達案件の名称」を記載すること。
上記の方法によりがたい場合、特定又は非特定通知の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、企画提案書と併せて持参、郵送（書留郵便に限る）又は信書便により提出すること。

(4)　企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項

企画提案書は、別紙２「企画提案書記載内容」の事項について記載の上、Ａ４版の任意の様式により作成すること。

なお、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

企画提案書に下記イ～リ（法人の場合。個人の場合はイ～ル）の書類を添付したもの提出すること。

併せて、令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」又は「物品の販売等」の近畿地域の競争参加資格を有することを証明する書類（『資格審査結果通知書』等」）の写しを１部提出すること。

イ　会社等概要(様式１)

ロ　店舗別一覧表(様式２)

ハ　過去５年間の社会的信用失墜行為の有無(様式３)

ニ　過去５年間の保健所等からの指摘事項及び改善措置状況(様式４)

ホ　誓約書(様式５)

ヘ　免許が必要な販売商品を取り扱う場合は当該免許の写し

(以下法人の場合)

ト　商業登記簿謄本の写し

チ　直前３事業年度の決算書(貸借対照表、損益計算書)

リ　納税証明書(その３の３(法人税、消費税及び地方消費税))の写し

(以下個人の場合)

ト　身分証明書(市町村発行)の写し

チ　登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明)
　　(法務局発行)の写し

リ　過去３年分の確定(修正)申告書(控)の写し

ヌ　過去３年分の青色申告決算書又は収支内訳書の写し

ル　納税証明書(その３の２(申告所得税、消費税及び地方消費税))の写し

なお、企画提案書に添付する書面のうち、公的機関発行の書面(法人はト・リ、個人はト・チ・ル)については、発行後３か月以内とする。

8　企画提案書の評価基準

組織体制、実施行程・手順、業務の理解度・実施内容、サービス内容、その他実施内容、業務執行技術力、過去５年間の業務実績及び国有財産１㎡当たりの年額使用料について評価を行い、総合評価結果の最高得点者を業務を行う最適な者として特定(以下「特定」という。)する。

9　営業条件

(1)　法令の遵守等

乙は、業務を実施するにあたり、関係法令及び規則等を遵守すること。また、国有財産使用許可書の使用許可条件及び本提案要領の全記載事項を遵守し、甲の意見、要望を尊重しなければならない。

(2)　禁止事項

イ　乙は、業務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

ロ　乙は、設備の全部又は一部を第三者に貸与してはならない。

ハ　乙は提供を受けた施設等を変更し、又は新たに設備をしてはならない。ただし、あらかじめ文書

をもって甲の承認を受けたものについてはその限りではない。

ニ　乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

(3)　営業日、営業時間

２４時間、通年営業とするが、関係法令により販売時間等に規制がある場合には当該法令に従うこと。

(4)　設備及び備品

乙が設備及び備品を設置した場合には、退去の際に乙の負担により乙が撤去するものとする。

(5)　施設及び設備等の善良な管理義務

乙は、甲から貸し付けられる国有財産及び設備等の維持管理については、善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

(6)　設置及び営業条件

イ　当庁舎に所属する職員の福利厚生に資するよう、職員のニーズに合った商品、価格、サービスを提供するよう努めること。

ロ　仕入れその他運営に係る商品取引は、一切乙の責任において行う。

ハ　設備、備品、商品及び廃棄物の搬出入にあたっては、甲と事前に協議をすること。

ニ　生ゴミは、適切に処理すること。

ホ　乙は、提供する飲食品の瑕疵等について甲又は利用者から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

ヘ　乙は、国の施策である省エネルギー対策について協力すること。

ト　乙は、本業務の売上月計表及び毎月の収支計算書を翌月の１０日までに、また、事業年度末の決算書（貸借対照表、損益計算書）を、事業年度終了後２か月以内に甲に提出すること。

(6)　費用負担

イ　乙は、国有財産使用料のほか、自動販売機(清涼飲料)の営業に必要な光熱料等、営業に伴う諸経費の一切を負担すること。乙は、各自動販売機に電気メータを設置すること。

ロ　業務に必要な設備・備品・消耗品の購入及びその搬入・撤去費用並びに設備等に係る通常の維持、修繕費その他一切の費用は乙の負担とする。

ハ　ゴミ処理及び清掃に要する費用は乙の負担とする。

ニ　甲が使用許可を取り消したとき、又は使用期間が満了したときは、乙は、自己の負担で甲が指定する期日までに、使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に承認したときは、この限りではない。

(7)　管理責任

乙は、自らの責任において施設を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、乙の責任に基づくいかなる事故の発生の場合にも、甲に対し損害の賠償その他申立てをしないものとする。なお、事故等が発生した場合は、即時に対応し、甲に報告すること。

(8)　衛生等の保持

イ　乙は、業務における衛生管理及び安全管理について、関係法令及び規則等に従い最善の措置を講じるとともにその責任を負うこと。特に施設の清掃は定期的に行い環境美化に努めること。

また、甲が改善を命じた場合においてはこれを遵守し、速やかに対応すること。

ロ　乙は、従業員の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係法令及び規則等の運用について、一切の責任を負うこと。

ハ　乙は、従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成１０年１０月２日法律第１１４号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には従事させないこと、及び甲に対して速やかに報告すること。

(9) 秘密の保持

イ　乙は、甲の指示及び本業務の遂行上知り得た甲の秘密に関する事項(書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の機密を保持し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

ロ　乙は、本業務に関する従事者に対し上記の秘密の保持を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

(10) 損害賠償

イ　乙は、乙の責めに帰すべき事由により、国有財産を滅失又はき損したときは、速やかに甲へ報告し、その都度甲の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

ロ　乙は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違背した場合、その他業務に関して甲又は第三者に損害を与えた場合には、甲又は第三者に対し一切の損害を賠償しなければならない。

(11) 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、３か月前に甲に通知し、甲の指示する方法により解除することができる。

(12) その他

本提案要領に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲乙の間で協議する。

10　留意事項

(1)　７の(3)の提出期限までに７の(1)に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。

(2)　企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする

(3)　提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的に使用しない。

(4)　特定した企画提案書及びその添付書類等は原則として返却しない。

(5)　特定しなかった企画提案書について、返却が必要な場合は提案書の表紙にその旨を記載すること。その場合、7. (3)で提出された返信用封筒にて行うので、封筒のサイズは角形２号とし、返却に必要な料金を加えた切手を貼ること。

(6)　企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。

(7)　特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(8)　特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定しただけであり、上記２の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。

(9)　実施結果について、特定した提案を行った企業等の名称、住所及び代表者氏名、特定した日並びに提案者の評価得点の合計を公表する。

(10) 最高得点となった企画提案書であっても、その得点が評価表総配点の８割に満たない場合は、当企画

競争での企画提案書として特定しない。

11　企画提案書の特定又は非特定の通知

(1)　通知書の送付をもって特定又は非特定を通知する。

(2)　非特定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して７日(「行政機関の休日に関する法律」(昭和６３年１２月１３日法律第９１号)第１条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により近畿地方整備局六甲砂防事務所副所長に対して、非特定理由についての説明を求めることができる。

別紙１－１

近畿地方整備局六甲砂防事務所の自動販売機（清涼飲料）配置図

入口

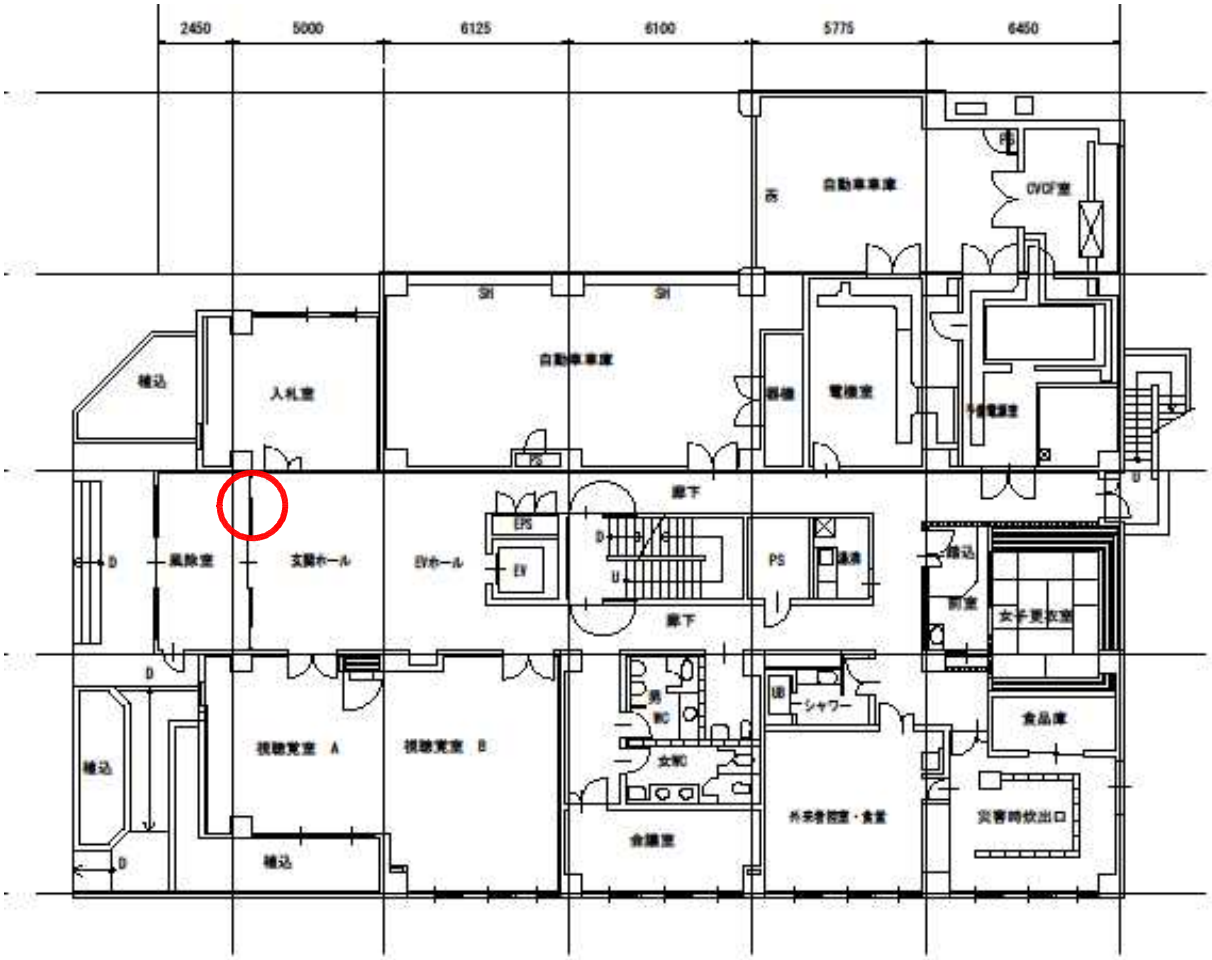

別紙１－２

求積図

４１０ mm

０．５３×０．４１＝０．２１７３

５３０ mm

８００ mm

１，１００ mm

１．１×０．８＝０．８８

０．２１７３＋０．８８＝１．０９７３

≒１．０９㎡

別紙２

企画提案書記載内容

次の事項については、企画提案書に番号順に必ず記載すること。

また、その他アピールしたい点・特記したい点などがあれば、その内容も盛り込み作成すること。

１．従業員管理、衛生管理、商品管理等

・　従業員の管理（外国人従業員に対する身元確認方法、従業員の健康管理を含む）及び人員配置について

・　衛生管理の方法及び商品の管理及び調達方法について

・　損害賠償保険の加入状況等

２．商品の種類及び内容並びに価格等

・　商品の種類（品目数)、商品の内容、商品の価格等

３．精算方法

・　精算方法（現金・電子マネー等)

４．クレーム・問題発生時等への対応

・　利用者からのクレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

５．ゴミ処理方法、環境保全・リサイクル・省エネ対策・災害発生時の協力体制等

・　ゴミ処理方法

・　リサイクルや省エネルギー機器への対応を通じての環境保全・省エネへの貢献

・　災害発生時における救援物資等の提供等

６．業務実績

・　現在の総店舗数（店舗種別毎の計及び総合計を記載のこと（種別は任意))

・　自動販売機の設置台数

７．国有財産使用料

・　１㎡当たりの年額使用料の額（税抜き）

（様式１）

会　社　等　概　要

商号又は名称	
所　在　地	
創業開始年月日	
資　本　金　等	千円
事　業　内　容	
特　　色	
主な営業区域	
役　員　数	
従　業　員　数	正社員　　名、準社員　　名、パート　　名 その他　　名

＊会社概要のパンフレットがあれば添付してください。

（様式２）

店　舗　別　一　覧　表

主　な　店　舗					
店舗名（官公庁名）		所在市町村	営業開始年月	施設規模	備　考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
店舗名（会社名）		所在市町村	営業開始年月	施設規模	備　考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

＊主な店舗欄は、官公庁・民間毎に１０まで記入すること。

＊官公庁にて営業している場合は、当該官公庁名を、民間にて営業している場合は、当該会社名を必ず明記すること。

＊施設規模欄には、当該営業店舗における月間利用者数を記入すること。

（様式３）

過去５年間の社会的信用失墜行為の有無

発生年月日	内　　容

＊該当ない場合は、「該当なし」と記入すること。

（様式４）

過去５年間の保健所等からの指摘事項及び改善措置状況

指摘年月	指　摘　事　項	改　善　措　置

＊該当ない場合は、「該当なし」と記入すること。

（様式５）

誓　約　書

当社（個人の場合は「私」）

は、下記１に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記２に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記３の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記１に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

２　公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

３　警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※１）、政治活動標ぼうゴロ（※２）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※１　社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※２　政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

近畿地方整備局六甲砂防事務所長　殿

年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は名称

（記載例）

令和　　年　　月　　日

近畿地方整備局六甲砂防事務所副所長
太田代　徹也　殿

（提出者）住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

（作成者）担当者氏名
電話番号
E-mail

近畿地方整備局六甲砂防事務所の福利厚生施設内における自動販売機（清涼飲料）の設置営業企画提案書

近畿地方整備局六甲砂防事務所の福利厚生施設内における自動販売機(清涼飲料）の設置営業について、提案要領に記載の営業条件等を遵守し、関係書類を添えて提出します。

なお、予決令第７０条及び第７１条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、企画提案書について、非特定の場合には返却を希望（します。or　しません。）

注１：電子メールによらず企画提案書を提出する場合は、特定又は非特定通知の返信用封筒として表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金分の切手を貼った長形３号封筒を企画提案書と併せて提出すること。

注２：企画提案書の返却を希望する場合は、注１で指定した封筒は角形２号とし、返却に必要な料金を加えた切手を貼ること。

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。
本件責任者　（会社名・部署名・氏名）:
担当者連絡先（会社名・部署名・氏名）:

企画提案書等の提出書類一覧表

1．国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）を有することを証明する書類（『資格審査結果通知書』等」）の写し1部

1）自動販売機（清涼飲料・食品）の設置営業…「役務の提供」又は「物品の販売」

2．企画提案書（『提案要領』別紙2「企画提案書記載内容」の事項について記載の上、A4版の任意の様式により作成。使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。）

3．企画提案書添付書類各1部（以下のとおり）

法人の場合		個人の場合	
イ	会社等概要（様式1）	イ	会社等概要（様式1）
ロ	店舗別一覧表（様式2）	ロ	店舗別一覧表（様式2）
ハ	過去5年間の社会的信用失墜行為の有無(様式3)	ハ	過去5年間の社会的信用失墜行為の有無(様式3)
ニ	過去5年間の保健所等からの指摘事項及び改善措置状況（様式4）	ニ	過去5年間の保健所等からの指摘事項及び改善措置状況（様式4）
ホ	誓約書	ホ	誓約書
ヘ	免許が必要な販売商品を取り扱う場合は当該免許の写し	ヘ	免許が必要な販売商品を取り扱う場合は当該免許の写し
ト	商業登記簿謄本の写し	ト	身分証明書（市町村発行）の写し
チ	直前3事業年度の決算書（賃借対照表、損益計算書）	チ	登記されていないことの証明書（成年後見人、被保佐人等に該当しないことの証明）（法務局発行）の写し
リ	納税証明書（その3の3（法人税、消費税及び地方消費税））の写し	リ	過去3年間の確定（修正）申告書（控）の写し
		ヌ	過去3年分の青色申告決算書又は収支内訳書の写し
		ル	納税証明書（その3の2（申告所得税、消費税及び地方消費税））の写し

企画提案書添付書類に関する注意事項

注1） イ～ホについては、『提案要領』指定様式（様式1～5）により作成すること。

注2） 法人の場合のト・リ、個人の場合のト・チ・ルについては、発行後3か月以内とする。

<u>企画提案書等の提出期限、場所及び方法</u>

1）提出期限：令和6年1月24日（水）正午

2）提出場所

〒658-0052　兵庫県神戸市東灘区住吉東町3－13－15
近畿地方整備局六甲砂防事務所　総務課　総務係
電話078-851-0535　E-mail　kkr-ekimu-52@gxb.mlit.go.jp

3）提出方法：電子メールに企画提案書を添付し提出すること。（電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること）。
また、電子メールの件名に「調達案件の名称」を記載すること。
上記の方法によりがたい場合、特定又は非特定通知の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、企画提案書と併せて持参、郵送（書留郵便に限る）又は信書便により提出すること。

覚　　書（案）

近畿地方整備局六甲砂防事務所長　小竹　利明（以下「甲」という。）と（株）○○○○○　代表取締役　○○○○（以下「乙」という。）とは、近畿地方整備局六甲砂防事務所の福利厚生施設内における自動販売機（清涼飲料）の設置営業（以下「本業務」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的・信義誠実の原則）

第１条　乙は、甲が甲の職員等の福利厚生を増進する目的をもって近畿地方整備局六甲砂防事務所に自動販売機（清涼飲料）を設置し営業する。

本覚書は、本業務に係る令和　　年　月　　日付け提案要領（以下「提案要領」という。）に基づき、本業務に関する事項を定めるものである。

２　　甲及び乙は、信義に従って誠実に本覚書（「提案要領」を含む。以下「本覚書等」という。）の各条項等を履行するものとする。

（履行場所及び貸付設備等）

第２条　履行場所は、「国有財産使用許可書」に記載のとおりとする。

（履行期間）

第３条　令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

ただし、必要に応じ、令和１１年３月３１日を超えない期間で更新することができることとするが、乙が「国有財産使用許可書」及び本覚書等に記載された条件に違反等した場合は、この限りではない。

なお、有効期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれか一方から何らの意思表示をしないときは、契約期間満了の日の翌日から向こう１か年の契約を更新したものとみなし、その後、期間満了ごとにこの例による。

（乙の遵守義務）

第４条　乙は、本業務を実施するにあたり、「国有財産使用許可書」の使用許可条件、提案要領の全記載事項及び甲に提出した企画提案書に基づき業務を遂行しなければならない。

なお、本覚書締結後、業務遂行中に企画提案書の内容を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議の上、事前に甲の承認を得なければならない。

２　　乙は、本業務を実施するにあたり、食品衛生法、環境衛生関係諸法そ

の他本業務の運営に関する法令及び規則等を遵守し、国の庁舎内に設置する売店（公衆電話及びたばこ自動販売機を含む）としての品位及び秩序の維持に努め、提供する飲食品及び商品等の品質等について、全ての責任を負うものとする。

３　乙は、乙の従業員に十分な指導及び適切な訓練を行い、利用者に対するサービス向上に努めなければならない。

（経営譲渡等の禁止）

第５条　乙は、本覚書によって生ずる権利又は義務の全部もしくは一部を甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（名義使用の禁止）

第６条　乙は、本業務に関するすべての取引を自己の名義において行い、甲の名義を使用してはならず、かつこれを誠実に履行し、甲の信用を毀損することがあってはならない。

（善良な管理者の注意義務）

第７条　乙は、本業務を実施するにあたり、甲から使用に供される施設等については、善良なる管理者の注意をもって管理及び使用をなし、かつ保全に努めなければならない。

２　乙は、使用に供された施設等を毀損し、又は滅失し、もしくは甚だしく汚損したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

（目的外の使用禁止）

第８条　乙は、甲が認める場合のほか、施設等の全部もしくは一部を第三者に貸与し、又は使用させ、本業務以外の用に供してはならない。

（施設等の改善等）

第９条　乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

一　甲から使用に供された施設等の改善その他の行為

二　乙の負担に係る設備等の新設

（営業条件）

第10条　提案要領のとおり。

（費用負担）

第11条　提案要領のとおり。

（衛生等の保持）

第12条　提案要領のとおり。

（秘密の保持）

第13条　提案要領のとおり。

（損害賠償）

第14条　提案要領のとおり。

（従業員の履歴書等の提出）

第15条　乙は、乙の従業員の身元保証並びに健康管理について、その責に任ずるものとする。

２　　乙は、本業務に関する責任者（以下「現場責任者」という。）を定め、甲の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

３　　甲が現場責任者を不適当と認めたときは、乙はこれを変更しなければならない。

４　　乙は、本業務の履行開始日前及び変更のあった都度、乙の従業員の住所、氏名、生年月日、職種、資格、その他必要な事項を記載した「従業員名簿」を甲に提出しなければならない。

（経営状況資料の提出）

第16条　乙は、甲に対して経営状況の資料として、次のとおり提出しなければならない。

一　毎月の「収支計算書」（別記様式１）及び「売上月計表」（別記様式２）（翌月１０日まで）

二　毎事業年度末の「貸借対照表」及び毎事業年度の「損益計算書」（翌年度５月３１日まで）

２　　前項のほか、乙は、甲から経営状況についての資料の提出を求められたときは、その都度速やかに提出するものとする。

（事情変更）

第17条　甲及び乙は、本覚書の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定、又は改廃その他著しい事情の変更により、本覚書等に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本覚書等の全部もしくは一部を変更することができる。

２　　前項の場合において、本覚書等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（甲の解除権）

第18条　乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本覚書等上の義務の遂行に重大な支障が生じると判断したときは、甲は、何らの通知、催告を要せず直ちに本覚書の全部もしくは一部の解除及び国有財産の使用許可の取消しをすることができる。

一　本覚書等に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき

二　相当な理由なく、期間内に本覚書等を履行する見込みがないと認められるとき

三　甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき

四　経営の状況又は信用度が極度に悪化し、又はその恐れがあり、適正な契約の履行が確保されないと認められるとき

五　監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき

六　国有財産使用許可が取り消されたとき

七　自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき

八　破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理の申立てがあったとき

九　手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき

十　解散の決議をしたとき

十一　前各号に定めるもののほか、本覚書等に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき

２　乙は、甲に対し、前項の契約解除による異議申し立て、営業権の補償等の損害賠償、その他の一切の請求をすることができない。

３　乙が本覚書等上の規定に違反した場合には、甲が第１項の解除をしない場合であっても、乙は、甲等が実際に被った被害について、第14条に基づく損害賠償責任を免れないものとする。

（双方の解除権）

第19条　甲乙何れか一方が自己の都合により契約を解除しようとするときは、その３か月前に文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

２　乙は、甲に対し、前項の契約の解除による損失の補償等一切の請求を

することができない。

（原状回復義務）

第20条　契約期間が終了したとき又は前２条の規定により、この契約が解除されたときは、乙は直ちに甲の定めるところに従い、自費をもって食堂（喫茶室を含む）並びに施設等を原状に復し、甲に明渡さなければならない。

２　　前項の場合において、乙はこの契約に基づき投じた一切の費用を甲に請求することができない。

（疑義等の決定）

第21条　本覚書等に定めていない事項その他疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

上記覚書の締結を証するため、本覚書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各々その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　兵庫県神戸市東灘区住吉東町３－１３－１５
近畿地方整備局 六甲砂防事務所長　小竹利明　　印

乙

印

別記様式１

収　支　計　算　書

令和　　年　　月分

借　　方	勘 定 科 目	貸　　方

別記様式２

売　上　月　計　表

令和　　年　　月分

区　　分	売　上　高			摘　　要
	数　量	単　価	金　額	